

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	34
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html

執行機関名 新宿区長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって規則で定めるもの 【新宿区立住宅管理条例(平成9年新宿区条例第25号。)第2条第2号に規定する区営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく住宅を除く。)の管理及び設置に関する事務であって規則で定めるもの】
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号) 第3条別表 区長の項第6号 区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	新宿区立住宅管理条例(平成9年新宿区条例第25号。)第1条、第2条第2号
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における区立住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。 第2条第2号 区営住宅 公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「公営法」という。)に基づく住宅であって区が設置するもの又は公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「公営住宅施行令」という。)に定める基準の範囲内の収入にある者に対して区が設置する住宅(公住法に基づく住宅を除く。)及びそれらの附帯施設をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		新宿区立住宅管理条例(平成9年新宿区条例第25号。) 新宿区立住宅管理条例施行規則(平成9年新宿区条例第61号。)